

○杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱

平成30年11月21日

告示第216号

改正 令和3年12月27日告示第282号

改正 令和5年12月13日告示第266号

杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱（平成22年杉戸町告示第8号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 町は、住民団体が自主的・自発的に取り組むことにより、まちづくりへつながる活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

2 前項の支援金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（支援対象部門）

第2条 支援の対象には、団体の事業の自立を支援する初期的支援部門と団体の事業の継続及び発展を支援する継続的支援部門の2つの部門を設けるものとする。

（支援対象団体）

第3条 支援の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は、次の各号の要件を満たす団体とする。

（1）町内に在住又は在勤する5人以上で構成していること。

（2）町内に事務所及び活動の拠点を持していること。

（支援対象事業）

第4条 支援の対象となりうる事業（以下「支援対象事業」という。）は、支援対象団体が自主的に実施する公共性及び公益性の高い事業をいう。ただし、継続的支援部門においては、応募年度より前5年以上継続している事業であることを要する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支援の対象としない。

（1）営利を目的とするもの

（2）宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(5) その他町長が支援の対象とならないと認めたもの

3 国又は県等の補助制度を活用している（見込みを含む。）事業は支援の対象としない。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

4 支援対象事業は1年度につき1支援対象団体ごと1部門1事業を上限とする。

（支援金の交付回数）

第5条 初期的支援部門における支援金の交付回数は、1支援対象団体ごとに3回を限度とする。

2 いずれの部門においても継続して支援を受けようとするときは、各年度支援対象事業の申込みをしなければならない。

（支援対象経費）

第6条 支援金交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、町長が別に定める。

（支援金額）

第7条 支援金額は、支援対象経費の3分の2（1,000円未満の端数は切捨て）又は次の各号のいずれかを上限とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 初期的支援部門 同一団体について初回は100,000円、2回目は初回の60パーセント、3回目は初回の40パーセント

(2) 継続的支援部門 100,000円

（支援対象事業の公募）

第8条 町長は、期間を定めて支援対象事業を募集するものとする。

2 町長は、前項の募集に当たり、審査方法を明記した募集要項を定めて公表するものとする。

（支援対象事業の申込み）

第9条 前条の募集に応じて申込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）

は、指定の期日までに次に掲げる書類を添えた支援対象事業申込書（様式第1号）を町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （支援対象事業の選考及び通知）

第10条 町長は、前条の申込みのあった事業について、杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査委員会（以下「委員会」という。）における審査に付する。

2 前項の規定による審査は、書面により行うものとする。この場合において、委員会は、書面による審査が難しいと判断した場合、必要に応じて応募団体を会議に出席させ、審査を行うことができる。

3 町長は、第1項の審査の結果を受けて支援金を交付することが適当であると認める事業を選考し、選考結果通知書（様式第2号）により当該応募団体に通知するものとする。また、選考外のものにあつては、その理由を付して、同様に通知するものとする。

（満15歳までの者の関東圏以上の大会参加又は出場に関する特例）

第11条 町内に在住又は在学する満15歳までの者が学問、スポーツ及び芸術等の各分野の代表として、別に定める関東圏以上の大会へ参加し、又は出場するときは、第3条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、町長は予算の範囲内で臨時に支援金を支出できる。

2 前項の支援金の算定に当たっては、大会参加又は出場する者の住民登録地、大会会場までの距離及び大会規模等を勘案することができる。

3 町長は、第1項の支援金を支出した場合、速やかに委員会に対して支援金に関する報告をしなければならない。

（支援金交付申請書の提出）

第12条 選考結果通知を受領して、支援金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、指定の期日までに必要書類を添付した支援金交付申請書（様式第3号）を町長へ提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(支援金の交付の決定)

第13条 町長は、支援金の交付の申請があったときは、支援対象事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することができる。

3 町長は、支援金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請団体に対しその旨通知するものとする。

(支援金の交付の条件等)

第14条 町長は、支援金の交付を決定する場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 支援金の交付決定を受けた事業（以下「支援事業」という。）に要する経費の配分を変更し、又は支援事業の内容の変更（町長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、支援金の交付の目的を達成するため必要な条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第15条 申請団体が、交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受領した日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定をなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第16条 交付決定通知を受けて支援事業を実施する団体（以下「支援事業団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ支援事業計画変更・

中止（廃止）申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が認める軽微な変更は除く。

(1) 支援事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 支援事業の計画を変更しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするとき。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったとき。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において当該取り消し、又は変更に係る部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（状況報告）

第17条 町長は、支援事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めたときは、支援事業団体に支援事業の執行状況を報告させることができる。

（支援事業実績報告書の提出）

第18条 支援事業団体は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は支援金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、指定の期日までに必要書類を添付した支援事業実績報告書（様式第6号）を、町長へ提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第19条 町長は、支援事業実績報告書の提出を受けた場合においては、必要な調査等を実施し、その結果、当該報告に係る支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援金確定通知書（様式第7号）により当該支援事業団体に対し通知するものとする。

（是正のための措置）

第20条 町長は、前条の規定による調査等の結果、支援事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該支援事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支援事業団体に対して命ずることができる。

(支援金の交付の時期)

第21条 支援金は、支援事業が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が支援金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、支援事業の完了前に支援金の全部又は一部を交付することができる。

2 支援事業団体は、前項の規定により支援金の交付を受けようとするときは、指定の期日までに支援金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 町長は、支援事業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか支援事業に関して支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第19条の規定に基づく支援金の額の確定があった後においても適用する。

(支援金の返還)

第23条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援事業団体に対し、支援金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 町長は、支援事業団体に交付すべき支援金の額の確定をした場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(支援金の交付結果に関する事項の公表)

第24条 町長は、支援金の交付結果に関する事項を広報紙又はホームページ等により公表するものとする。

(事務所管)

第25条 みんなでつくるまちづくり支援金に関する事務のうち事前審査関係は住民協働課において主に処理し、個々の支援事業については関係課において処理する。

(書類の整備等)

第26条 支援事業団体は、支援事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等について証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該支援事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日告示第282号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月13日告示第266号)

この告示は、公布の日から施行する。



年 月 日

団体名
代表者名

事 業 名			
交付要望額		円	
団 体 の 概 要	所在地等	代表者住所・事務所等所在地・その他（ ）	
		〒	
	連絡責任者	氏名	
		住所 〒	
		電話	FAX
		e-mail	
	団体の定款等	有 ・ 無	※「有」の場合は、定款等を添付してください。
	団体の決算書	有 ・ 無	※「有」の場合は、決算書を添付してください。
	団体構成員数	人 （うち杉戸町民の数 人）	
会 費 等	（ 年 ・ 月 ） 額 円		
設立年月日	年 月 日		
設 立 目 的			
主な活動地域			

【添付書類】 ①申込みチェックリスト ②事業実施計画書 ③事業収支計画書
④年間スケジュール ⑤団体構成員名簿 ⑥申込団体の決算書
⑦定款（会則、規約等）

受付番号

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

杉戸町長 印

選考結果通知書

年 月 日付けの申込みに対する選考結果を、次のとおり通知します。
なお、支援対象事業として採択又は一部採択された場合は、支援金交付申請書を
年 月 日までに提出してください。

事 業 名	
選 考 結 果	
交付予定額	円
選考結果理由 及び 交付条件等	
今後の書類の 提出先	
備 考	※本通知は、支援金の交付を決定するものではありません。 ※同一事業の申請であっても、毎年度交付予定額が同一とは限りません。 ※支援金交付申請書等については、上記の提出先に提出してください。 ※諸事情により交付申請を希望されない場合は、期限内に提出先まで御連絡ください（期限 年 月 日）

様式第 3 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

杉戸町長 あて

団 体 名
代表者名

支援金交付申請書

次のとおり支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事 業 名				
事業実施計画 (事業の概要)	内容・時期等			
	実施場所			
	対象者			
	参加予定者数 (来場者数)	人	団体構成員 の協力者数	人
交付申請額	円			

【添付書類】

①事業収支計画書 ②年間スケジュール ③団体構成員名簿

※①～③は申込み時と変更がない場合は、提出不要です。

様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

杉戸町長 印

支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

事 業 名	
交付申請額	円
交付決定額	円
交付予定時期	
交付の条件	(1) 支援金の交付決定を受けた事業（以下、「支援事業」という）に要する経費の配分を変更し、又は支援事業の内容の変更(町長が認める軽微な変更を除く)をする場合においては、町長の承認を受けること。 (2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。 (3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。 (4) 物品等の購入については、町内業者を活用すること。

様式第 5 号(第 1 6 条関係)

年 月 日

杉戸町長 あて

団 体 名
代表者名

支援事業 計画変更・中止（廃止）申請書

交付決定を受けた支援事業について、下記のとおり申請します。

事 業 名	
事 由	計画変更 ・ 中止（廃止） （1 つ選択）
申請の理由	
変更内容 (計画変更の 場合のみ)	

様式第6号(第18条関係)

年 月 日

杉戸町長 あて

団 体 名
代表者名

支援事業実績報告書

次のとおり支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事 業 名	
総事業費	円
うち対象経費合計	円
対象経費合計の2/3①	円（千円未満切り捨て）
交付決定額②	円
①または②の小さい額	円
支援事業の効果	
参加者数（来場者数）	人
そ の 他 （課題・今後の方向性）	

【添付資料】

- ①実績報告チェックリスト
- ②事業収支決算書（歳入歳出決算のわかる書類）※対象経費と対象外経費を分別すること
- ③事業実施日程一覧
- ④事業の実施状況が確認できる領収書
※日付、支払者、領収者、内容（何に対する支払いなのか・単価・数量）、金額が分かる書類を添付すること。
- ⑤事業実施に係る記録写真（作業風景、参加者の様子、購入品等が確認できるもの）
- ⑥その他、事業実施に係る参考資料（回覧・ポスター等）

様式第7号(第19条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

杉戸町長 印

支援金確定通知書

年 月 日付けで支援事業実績報告のあった、支援金の額を次のとおり確定したので通知します。

事業名	
総事業費	円
うち対象経費	円
交付決定額	円
交付確定額	円
うち既交付額	円
うち未交付額 ※	円

※交付確定額のうち未交付額（二重線囲み部分）を、支援金請求書の請求額欄に記入してください。

様式第8号(第21条関係)

年 月 日

杉戸町長 あて

団 体 名
代表者名 印

支援金交付請求書

杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱第21条の規定により、次のとおり
請求します。

事 業 名											
請 求 額		円 ※支援金確定通知書の「交付確定額 うち未交付額」を記入してください。									
振 込 先	口座名義	フリガナ									
	銀行・信金など ゆうちょ銀行 以外の場合	金融機関コード (銀行コード)					店舗コード (支店番号)				
		金融機関名					支店名				
		預貯金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する種目に○)								
		口座番号									7桁(右詰)
	ゆうちょ 銀行の場合	記号						5桁			
		番号									8桁
※原則として支援事業団体の口座に振り込むものとします。 ※通帳の表紙・表紙の裏 (口座番号や支店名が記載されているページ) のコピーを添付してください。											

様式第9号(第23条関係)

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

杉戸町長 印

支援金返還命令書

杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱第23条の規定により、次のとおり支援金の返還を命ずる。

事 業 名			
返還すべき金額	円	返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定額	円		
交付確定額	円		

様式第 1 号（第 9 条関係）

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

様式第 6 号（第 1 8 条関係）

様式第 7 号（第 1 9 条関係）

様式第 8 号（第 2 1 条関係）

様式第 9 号（第 2 3 条関係）